

## (仮称) 福島県田村市都路町風力発電事業環境影響評価方法書について

本事業は、田村市都路町周辺に出力が最大 29,400 キロワットの風力発電所を整備する計画である。設置する風力発電機については、単機出力が 4,200～6,100 キロワットのものを最大 7 基設置する計画としている。

また、対象事業実施区域の半径 10 キロメートル以内では、7 件の風力発電事業が稼働中又は環境影響評価手続中である。

本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項等に対応すること。

## 1 総括的事項

- (1) 環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）への記載にあたっては、平易な表現や図を用いるなど、理解しやすい内容とする工夫に努めること。併せて、環境影響評価図書を縦覧期間終了後もインターネットでの閲覧を可能にする等、利便性の向上及び情報公開に努めること。
- (2) 事業の実施にあたっては、周辺住民や関係者等に対し適切なコミュニケーションを図り、丁寧に説明し、十分な理解を得るように努めるとともに、住民からの意見や要望に対して誠意を持って対応すること。また、環境影響の調査、予測及び評価の実施にあたっては、方法書に対する住民からの意見や要望を踏まえ、調査項目や調査地点の追加を検討し、その結果を準備書に記載すること。
- (3) 環境影響の調査、予測及び評価の実施にあたっては、最新の知見を用いるとともに、最新の事例や同程度の規模の類似事例における調査手法や環境保全措置の内容を踏まえ検討すること。また、選定した調査手法に基づき、環境への影響を的確に把握すること。
- (4) 対象事業実施区域及び周辺に住宅等が存在しており、周辺で稼働中の風力発電機よりも大型の風力発電機を設置する計画であるため、事業実施による周辺への影響が大きくなると考えられる。このことから、風力発電機の配置について、住宅等との離隔を十分に確保した計画とし、準備書に記載すること。併せて、対象事業実施区域内及び周辺には保安林が存在しているため、風力発電機の配置の検討にあたって配慮すること。
- (5) 対象事業実施区域周辺には、計画中のものも含め風力発電事業が複数存在することから、騒音、低周波音、動物、生態系等、各調査項目における累積的影響の具体的な評価手法及びその評価結果を準備書に記載すること。
- (6) 事業実施に伴う樹木伐採について、改変区域を低減し、樹木伐採の低減化を図るとしているが、その具体的な実施内容を準備書に記載すること。
- (7) 対象事業実施区域周辺には計画中のものも含め風力発電事業が複数存在することを踏まえ、対象事業実施区域の設定にあたり、植物及び生物相をどのように検討したか、準備書に具体的に記載すること。
- (8) 環境影響評価の過程において、評価項目及び手法の選定等に新たな事象が生じた場合には、適時適切に評価項目等の見直しを行うこと。

(9) 環境影響評価に用いる各種資料及び法令等の基準値等については、十分に精査すること。

## 2 個別的事項

### (1) 騒音、振動等について

ア 本事業で設置予定の風力発電機は、周辺で稼働中の風力発電機よりも大きく、周辺への影響も大きくなると考えられることから、施設の稼働に係る騒音の調査地点は、風力発電機を設置する田村市のみに設定する計画としているが、対象事業実施区域周辺の町村においても調査地点を設定することを検討し、その結果を準備書に記載すること。

イ 施設の稼働に係る騒音及び低周波音の調査、予測及び評価にあたっては、実測データに基づき実施するとともに、その手法の根拠を具体的に準備書に記載すること。また、施設の稼働に係る低周波音の評価について、対象事業実施区域の近隣に住宅等が立地していることを踏まえ、感覚閾値、心理的影響、物的影響による評価だけでなく、生理的影響及び睡眠影響による評価についても検討し、その結果を準備書に記載すること。

### (2) 水環境について

ア 対象事業実施区域及び周辺における井戸等の利用状況を詳細に把握した上で、それらへの影響が回避されるような環境保全措置を検討し、準備書に記載すること。また対象事業実施区域の北西には、田村市都路町簡易水道事業の水源が存在することから、影響が回避される計画とすること。

イ 合子沢及び荻田川の合流先である高瀬川は、農業用水や内水面漁業の利用があり、事業実施による影響を把握することが必要と考えられることから、高瀬川に調査地点を設置した上で、水質の調査、予測及び評価を実施すること。また、下流の河川への流入量が増える場合には、その影響と環境保全措置を具体的に検討し、その結果を準備書に記載すること。

ウ 風力発電機の設置予定位置近傍における土質の調査について、B層から採取する計画としているが、土砂の流出の観点を踏まえた上で採取する深さを具体的に検討し、その結果を準備書に記載すること。

エ 造成等の施工による一時的な影響の水の濁りに係る予測手法について、川内気象観測所のデータだけでなく、福島県降雨強度式による予測等、複数のデータによる予測結果を比較した上で評価を実施し、その結果を準備書に記載すること。また評価に使用するデータの根拠を準備書に記載すること。

オ 昨今の気候変動による影響を踏まえ、土砂災害防止の観点から、沈砂池、調整池は余裕のある規模を検討し、設置位置や構造、設計根拠を準備書に記載すること。また、濁水の流出が生じないよう適切な維持管理を実施すること。

### (3) 地形及び地質について

対象事業実施区域及び周辺には、砂防指定地や土砂災害警戒区域等が存在することを踏まえ、工事の実施及び施設の稼働における土砂の流出防止対策や斜面の安定対策等を検討し、準備書に記載すること。

#### (4) 動物、植物及び生態系について

- ア 対象事業実施区域及び周辺では、希少な野生動植物が多く確認されていることから、鳥類、両生類等各分野の専門家の意見を踏まえて調査を実施すること。また、生物種の変化の状況や、事業実施による影響について、長期的に調査を行うことを検討するとともに、事業実施による希少野生動植物への影響が最小限となるよう対応を検討すること。
- イ 自然度の高い場所には区別されない水田雑草群落等についても、湿地性の植物及び動物の生息場になっている可能性が考えられることから、留意して現地調査を実施すること。
- ウ 鳥類のICレコーダーによる録音調査について、鳥類が生息していてもICレコーダーで録音できるとは限らないことから、対象種の音声を流すコールバック法の適用を検討し、その結果を準備書に記載すること。
- エ 希少猛禽類の調査地点について、各定点における上空及び地上部の視野範囲の領域を準備書に示すこと。また、鳥類の渡り時の移動経路の調査の実施にあたっては、渡り行動が頻繁に確認できる地点の情報をヒアリングし、主要な移動経路を判断した上で、より広範囲に調査地点を設定し、各定点からの上空及び地上部の視野範囲の領域を準備書に示すこと。
- オ 鳥類の調査について、通年の調査実施を検討する等、季節変動を十分に考慮するとともに、バードストライクの発生を回避・低減するための保全措置を具体的に検討すること。
- カ 緑化の実施にあたっては、使用する種を準備書に具体的に記載するとともに、侵略的外来種の侵入が無いよう留意すること。また、希少野生植物の存在に留意するとともに、湿性植物が確認された際には適切な保護対策を実施すること。
- キ 対象事業実施区域及び周辺の市町村では、クマタカの生息が確認されている。また、ハチクマ及びサシバは通年生息種ではないものの重要種である。これらを踏まえ、生態系に係る調査における上位性種にノスリ以外の種を加えることを検討した上で調査、予測及び評価を実施し、その結果を準備書に記載すること。
- ク アクセス道路の新設による森林伐採や地形改変が生態系及び自然環境に与える影響について、詳細な評価を行った上で、代替案を含めた環境保全措置を検討すること。

#### (5) 景観について

フォトモンタージュの作成にあたっては、合成に用いる写真は撮影地点及び周辺の概況によって風力発電機の視認状況は大きく異なることから、写真の詳細な撮影地点を準備書に記載するとともに、広葉樹が多く占める地点については、落葉状態も含めて作成すること。また、景観への影響について関係市町村や住民に十分に説明し、その結果を踏まえ風力発電機の配置を検討すること。

#### (6) 放射線について

ア 対象事業実施区域及び周辺は除染特別地域に指定されていた経過があることから、風力発電機の設置位置及びその周辺や敷設道路の予定地点において、空間線量及び土壤の放射性物質濃度の測定を実施し、その結果を準備書に記載すること。

イ 工事の実施に伴い発生する排水、土壤、伐採木や工事車両の移動について、放射性物質の飛散・流出防止の観点から対応を検討し、準備書に記載すること。

### 3 その他

- (1) 事業終了後における風力発電機等の撤去について、適切な解体やリサイクルの観点から対応を検討するとともに、その体制を整備すること。
- (2) 事業の実施にあたって必要となる他の法令・条例等の手続については、それらを所管する関係部局等に確認や協議を実施し、遗漏がないよう対応すること。